

原議保存期間	30年(平成60年3月31日まで)
有効期間	一種(平成60年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

殿

警察庁丙刑企発第47号、丙捜一発第4号
丙生企発第66号、丙少発第15号
平成29年6月23日
警察庁刑事局長
警察庁生活安全局長

刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)

刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が、本日、別添1(新旧対照条文については、別添2)のとおり公布された。本改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、この通達において、「新法」とは改正法による改正後の刑法(明治40年法律第45号)をいい、「旧法」とは改正法による改正前の刑法をいうものとする。

記

1 改正の趣旨

近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、刑法を改正し、所要の法整備を行うもの。

2 改正の要点

(1) 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等(新法第177条、第178条第2項及び第181条第2項関係)

強姦罪の構成要件について、「女子を姦淫した」としていた規定を、性別を問わず、人に対し「性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした」に改めるとともに、その法定刑を「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上げ、罪名を強制性交等罪とする。

あわせて、強制性交等罪等に係る致死傷の罪の法定刑を「無期又は6年以上の懲役」とする。

これに伴い、集団強姦等の罪及び集団強姦致死傷等の罪を廃止することとする。

(2) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設(新法第179条関係)

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を新たに設ける。

(3) 強盗強姦罪の構成要件の見直し等(新法第241条関係)

強盗強姦罪の構成要件について、「強盗が女子を姦淫した」としていた規定を、強盗行為と強制性交等の行為の先後関係を問わず、強盗罪を犯した者が強制性交等罪を犯したとき、又は強制性交等罪を犯した者が強盗罪を犯したときは、無期又は7年以上の懲役に処するものとし、罪名を強盗・強制性交等罪とする。

(4) 強姦罪等の非親告罪化(旧法第180条及び新法第229条関係)

強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を

削除し、非親告罪とする。

あわせて、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等についても非親告罪とする。

3 施行期日（改正法附則第1条関係）

公布の日から起算して20日を経過した日（平成29年7月13日）から施行する。

4 経過措置

(1) 処罰に関する経過措置（改正法附則第2条第1項関係）

改正法の施行前にした行為の処罰については、旧法の規定を適用する。

(2) 強姦罪等の非親告罪化に関する経過措置（改正法附則第2条第2項及び同条第3項関係）

改正法により強姦罪等の性犯罪を非親告罪化するに際して、改正法の施行前にした行為についても、改正法の施行後は、施行時において既に法律上告訴がされることがなくなっているものを除き、非親告罪として取り扱うものとする。

5 附帯決議

改正法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別添3の、参議院法務委員会において別添4の附帯決議がそれぞれなされていることから、その趣旨を十分に踏まえた対応に努められたい。

第八十一条第一項中「若しくは第七十八條第一項若しくは第七十九條第一項」に改め、同条第二項中「若しくは第七十八條第二項若しくは第七十九條第二項」に、「女子」を「人」に、「五年」を「六年」に改め、同条第三項を削る。

第八十二条中「姦淫させた」を「姦淫させた」に改める。

第二百二十九条中、「第二百二十五条の罪及びこれら」を「及び同条」に改め、「並びに同条第三項の罪」及び「営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き」を削り、同条ただし書を削る。

第二百四十一条を次のように改める。

(強盗・強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪(第二百七十九條第二項の罪を除く。以下この項において同じ)若しくはその未遂罪を犯したとき、又は強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪を犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。)

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者は、無期又は七年以上の懲役に処する。若しくはその未遂罪を犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の場合のうち、その犯した罪がいづれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいづれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十三條中「まで及び」を「まで」に、「第二百四十一条まで」を「第二百四十條まで及び第二百四十一条第三項」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の刑法(以下「旧法」という)第八十條又は第二百二十九條本文の規定により告訴がなければ公訴を提起することができないとされていた罪(旧法第二百二十四條の罪及び同条の罪を補助する目的で犯した旧法第二百二十七條第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を除く)であつてこの法律の施行前に犯したものは、この法律の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなつてゐるものを除き、この法律の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができる。

3 旧法第二百二十九條本文の規定により告訴がなければ公訴を提起することができないとされていた罪(旧法第二百二十四條の罪及び同条の罪を補助する目的で犯した旧法第二百二十七條第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を除く)であつてこの法律の施行前に犯したものは、この法律の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなつてゐるものを除き、この法律の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができる。

4 旧法第二百二十四條の罪及び同条の罪を補助する目的で犯した旧法第二百二十七條第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪であつてこの法律の施行前に犯したものについてこの法律の施行後にする告訴の効力については、なお従前の例による。

(盗犯等の防止及び処分に關する法律の一部改正)

第三条 盗犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二百四十條前段ノ罪若ハ第二百四十一条前段ノ罪又ハ其ノ未遂罪」を「第二百四十條ノ罪(人ヲ傷シタルトキニ限ル)又ハ第二百四十一条第一項ノ罪」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第四条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第五十七條の四第一項第一号中「第七十八條の二」を「第七十九條」に、「第二百四十一条前段」を「第二百四十一条第一項若しくは第七十三條」に改める。

第二百三十五條第一項ただし書中「次に掲げる」を「刑法第二百三十二條第二項の規定により外国の代表者が行つた告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行つた」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第二百九十九條の二第一項第一号中「第七十八條の二」を「第七十九條」に、「第二百四十一条」を「第二百四十一条第一項若しくは第三項」に改める。

第三百十六條の三十三第一項第二号中「第七十八條」を「第七十九條」に改める。

第五條 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第七十八條の二の罪若しくはその未遂罪、旧法第八十一條第三項の罪又は旧法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪の被害者は、この法律の施行の日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四號)以下この項において「刑事訴訟法等一部改正法」という。附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「第四号施行日」という)の前日までの間は、前条の規定による改正後の刑事訴訟法(次項において「新刑事訴訟法」という)第五百七十七條の四第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる者となし、第四号施行日以後は、刑事訴訟法等一部改正法第二條の規定による改正後の刑事訴訟法第五百七十七條の六第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる者となす。

2 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第七十八條の二の罪若しくはその未遂罪、旧法第八十一條第三項の罪又は旧法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十九條の二第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる事件とみなす。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六號)の一部を次のように改正する。

別表第二号ヨ中「第二百四十一条」を「第二百四十條」に、「強盗強姦及び同致死」を「第二百四十一条第一項(強盗・強盗の罪若しくは第三項(強盗・強盗の罪若しくは第三項)に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第七條 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五號)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第二号イ中「第七十八條」を「第七十九條」に、「強姦」を「強姦等」に、「準強姦」を「準強姦等、監護者わいせつ及び監護者性交等」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第八條 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十號)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第七十九條」を「第八十條」に改める。

(検討)

第九條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事実の態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法務大臣 金田 勝年
内閣総理大臣 安倍 晋三

刑法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 罪</p> <p>第一章 第二十一章 (略)</p> <p>第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪 (第二百七十四条―第二百八十四条)</p> <p>第二十三章 第四十章 (略)</p> <p>(国民の国外犯)</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第二百七十六条から第二百八十一条まで (強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷) 及び第二百八十四条 (重婚) の罪</p> <p>六 十一 (略)</p> <p>十二 第二百三十条 (名誉毀損) の罪</p> <p>十三 第二百三十五条から第二百三十六條まで (窃盗、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八條から第二百四十條まで (事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷)、第二百四十一条第一項及び第三項 (強盗・強制性交</p>	<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 罪</p> <p>第一章 第二十一章 (略)</p> <p>第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪 (第二百七十四條―第二百八十四條)</p> <p>第二十三章 第四十章 (略)</p> <p>(国民の国外犯)</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第二百七十六条から第二百七十九條まで (強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪)、第二百八十一条 (強制わいせつ等致死傷) 及び第二百八十四条 (重婚) の罪</p> <p>六 十一 (略)</p> <p>十二 第二百三十条 (名誉毀損) の罪</p> <p>十三 第二百三十五条から第二百三十六條まで (窃盗、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八條から第二百四十一条まで (事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死) 及び第二百四十三條 (未遂罪</p>

等及び同致死)並びに第二百四十三条(未遂罪)の
罪
十四、十六 (略)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に
対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用
する。

一 第七十六条から第八十一条まで(強制わいせ
つ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等
、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制
わいせつ等致死傷)の罪

二、五 (略)

六 第七十六条(強盗)、第二百三十八条から第
二百四十条まで(事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷
)並びに第二百四十一条第一項及び第三項(強盗・
強制性交等及び同致死)の罪並びにこれらの罪(同
条第一項の罪を除く。)の未遂罪

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪

(強制わいせつ)

第七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を
用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下
の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな
行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

)の罪

十四、十六 (略)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に
対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用
する。

一 第七十六条から第七十九条まで(強制わいせ
つ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等
、未遂罪)及び第八十一条(強制わいせつ等致死
傷)の罪

二、五 (略)

六 第七十六条(強盗)及び第二百三十八条から
第二百四十一条まで(事後強盗、昏酔強盗、強盗致
死傷、強盗強姦及び同致死)の罪並びにこれらの罪
の未遂罪

第二十二章 わいせつ、姦淫^{わいせつ}及び重婚の罪

(強制わいせつ)

第七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫
を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以
下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせ
つな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第一百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強制性交等）

第一百七十八条（略）
2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

（削る）

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第一百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。
2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一百七十七条の例による。

（未遂罪）

第一百八十条 第一百七十六条から前条までの罪の未遂は、

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第一百七十八条（略）
2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（集団強姦等）

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

（新設）

（未遂罪）

第一百七十九条 第一百七十六条から前条までの罪の未遂は

罰する。

(削る)

(強制わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条、第百七十八条第一項若しくは第百七十九條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条、第百七十八条第二項若しくは第百七十九條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(削る)

(淫行勧誘)

第百八十二条 營利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

、罰する。

(親告罪)

第百八十条 第百七十六条から第百七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第百七十六条若しくは第百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条若しくは第百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条若しくは第百七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

3 第百七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(淫行勧誘)

第百八十二条 營利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(親告罪)

第二百二十九条 第二百二十四条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(強盗・強制性交等及び同致死)

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいづれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(未遂罪)

(親告罪)

第二百二十九条 第二百二十四条の罪、第二百二十五条の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、營利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

(強盗強姦及び同致死)

第二百四十一条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よつて女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

(未遂罪)

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四十条まで及び第二百四十一条第三項の罪の未遂は、罰する。

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六条まで及び第二百三十八条から第二百四十一条までの罪の未遂は、罰する。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十九年六月七日

衆議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であつて、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。

二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。

三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けないことがないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分理由等について丁寧な説明に努めること。

四 性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。

五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十九年六月十六日

参議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であつて、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。
- 二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。
- 四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。